

令和元年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監査第 60 号
令和 2年10月 1日

志摩市長 竹内 千尋 様

志摩市監査委員 中島 郁弘

志摩市監査委員 下村 卓也

令和元年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度志摩市財産区会計の決算について志摩市監査基準に基づき審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

令和元年度志摩市財産区歳入歳出決算

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の場所	1
第4 審査の方法	1
第5 審査の結果	1
第6 収支の状況	2
第7 財産の状況	8
むすび	10

凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。
したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「△」・・・マイナス（－）、減少、低下
 - 「－」・・・該当数値なし、算出不能なもの
 - 「0.0%」・・・0または単位未満のもの
 - 「皆増」・・・比率の対象となる該当数字がないもの又は「0」から増加したもの
 - 「皆減」・・・比率の対象となる該当数字がなくなったもの又は減少して「0」となったもの

令和元年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和元年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和 2年 8月 3日 ~ 令和 2年 9月30日

3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務処理状況等は、概ね適正に行われているものと認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

令和元年度の決算額は、浜島財産区が予算現額 1,856,000 円に対し、歳入決算額が 1,854,942 円、歳出決算額が 1,568,882 円となり、歳入歳出差引額は 286,060 円となっている。

また、南張財産区は予算現額 844,000 円に対し、歳入決算額が 843,254 円、歳出決算額が 621,005 円となり、歳入歳出差引額は 222,249 円となっている。

塩屋財産区は予算現額 2,507,000 円に対し、歳入決算額が 2,504,414 円、歳出決算額が 2,309,661 円となり、歳入歳出差引額は 194,753 円となっている。

迫子財産区は予算現額 11,848,000 円に対し、歳入決算額が 11,859,401 円、歳出決算額が 10,517,469 円となり、歳入歳出差引額は 1,341,932 円となっている。

実質収支は、4財産区ともに黒字となっている。

決算状況は、「別表 1」のとおりである。

別表 1

(単位:円、%)

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	歳入歳出 差引額 (B)-(C)
浜 島	1,856,000	1,854,942	99.9	1,568,882	84.5	286,060
南 張	844,000	843,254	99.9	621,005	73.6	222,249
塩 屋	2,507,000	2,504,414	99.9	2,309,661	92.1	194,753
迫 子	11,848,000	11,859,401	100.1	10,517,469	88.8	1,341,932

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和元年度	1,856,000	3,812,942	1,854,942	0	1,958,000	99.9	48.6
平成30年度	2,380,000	3,267,473	2,377,473	0	890,000	99.9	72.8
差引増減	△524,000	545,469	△522,531	0	1,068,000	0	△24.2

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	452,330	24.3	635,333	26.7	△183,003	△28.8
2. 繰越金	325,612	17.6	881,140	37.1	△555,528	△63.0
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	1,077,000	58.1	861,000	36.2	216,000	25.1
歳入合計	1,854,942	100.0	2,377,473	100.0	△522,531	△22.0

浜島財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、浜島財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 1,856,000 円に対して、収入済額は 1,854,942 円で、収入率は 99.9%となっている。また、調定額 3,812,942 円に対する収入率は 48.6%で、収入済額は 522,531 円(22.0%)減少している。これは主に、繰越金の減少によるものである。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和元年度	844,000	843,254	843,254	0	0	99.9	100.0
平成30年度	2,377,000	2,375,046	2,375,046	0	0	99.9	100.0
差引増減	△1,533,000	△1,531,792	△1,531,792	0	0	0.0	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	138,193	16.4	142,692	6.0	△4,499	△3.2
2. 繰越金	191,061	22.6	1,519,354	64.0	△1,328,293	△87.4
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	514,000	61.0	713,000	30.0	△199,000	△27.9
歳入合計	843,254	100.0	2,375,046	100.0	△1,531,792	△64.5

南張財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、南張財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 844,000 円に対する収入済額は 843,254 円で、収入率は 99.9%となっている。また、調定額 834,254 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 1,531,792 円(64.5%)減少している。これは主に、繰越金の減少によるものである。

3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和元年度	2,507,000	2,504,414	2,504,414	0	0	99.9	100.0
平成30年度	2,095,000	2,090,488	2,090,488	0	0	99.8	100.0
差引増減	412,000	413,926	413,926	0	0	0.1	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	208,363	8.3	213,190	10.2	△4,827	△2.3
2. 繰越金	186,051	7.4	82,298	3.9	103,753	126.1
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	2,110,000	84.3	1,795,000	85.9	315,000	17.5
歳入合計	2,504,414	100.0	2,090,488	100.0	413,926	19.8

塩屋財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、塩屋財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 2,507,000 円に対する収入済額は 2,504,414 円で、収入率は 99.9%となっている。また、調定額 2,504,414 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 413,926 円(19.8%)増加している。これは主に、繰入金の増加によるものである。

4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
令和元年度	11,848,000	11,859,401	11,859,401	0	0	100.1	100.0
平成30年度	1,835,000	1,833,248	1,833,248	0	0	99.9	100.0
差引増減	10,013,000	10,026,153	10,026,153	0	0	0.2	0.0

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 財産収入	1,123,128	9.5	1,114,850	60.8	8,278	0.7
2. 繰越金	155,273	1.3	166,398	9.1	△11,125	△6.7
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
4. 繰入金	10,581,000	89.2	552,000	30.1	10,029,000	1,816.8
歳入合計	11,859,401	100.0	1,833,248	100.0	10,026,153	546.9

迫子財産区の歳入は、財産収入及び繰越金、迫子財産区財政調整基金からの繰入金となっている。

収入の状況は、予算現額 11,848,000 円に対する収入済額は 11,859,401 円で、収入率は 100.1%となっている。また、調定額 11,859,401 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 10,026,153 円(546.9%)増加している。これは、迫子墓地樹木伐採等管理業務への一般会計繰出金である。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」とおりである。

別表 3

1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和元年度	1,856,000	1,568,882	0	287,118	84.5
平成30年度	2,380,000	2,051,861	0	328,139	86.2
差引増減	△524,000	△482,979	0	△41,021	△1.7

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	298,546	19.0	903,171	44.0	△604,625	△66.9
2. 総務費	1,190,336	75.9	741,829	36.2	448,507	60.5
3. 諸支出金	80,000	5.1	406,861	19.8	△326,861	△80.3
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	1,568,882	100.0	2,051,861	100.0	△482,979	△23.5

浜島財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 1,856,000 円に対する支出済額は 1,568,882 円で執行率は 84.5%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 482,979 円(23.5%)減少している。

款別では、議会費が前年度に比し 604,625 円(66.9%)減少している。これは、議員報酬の減少によるものである。また、総務費は、前年度に比し 448,507 円(60.5%)増加している。これは、財産区用地除草委託料の増加によるものである。また、諸支出金も、前年度に比し 326,861 円(80.3%)減少している。これは、基金積立金の減少によるものである。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和元年度	844,000	621,005	0	222,995	73.6
平成30年度	2,377,000	2,183,985	0	193,015	91.9
差引増減	△1,533,000	△1,562,980	0	29,980	△18.3

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	227,002	36.6	232,063	10.6	△5,061	△2.2
2. 総務費	327,003	52.6	1,884,922	86.3	△1,557,919	△82.7
3. 諸支出金	67,000	10.8	67,000	3.1	0	0.0
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	621,005	100.0	2,183,985	100.0	△1,562,980	△71.6

南張財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 844,000 円に対する支出済額は 621,005 円で執行率は 73.6% となっている。また、歳出合計は前年度に比し 1,562,980 円 (71.6%) 減少している。

款別では、総務費が前年度に比し 1,557,919 円 (82.7%) 減少している。これは需用費の減少によるもので、内容は南張公民館外壁塗装工事が終了したことによるものである。

3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和元年度	2,507,000	2,309,661	0	197,339	92.1
平成30年度	2,095,000	1,904,437	0	190,563	90.9
差引増減	412,000	405,224	0	6,776	1.2

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	175,197	7.6	155,963	8.2	19,234	12.3
2. 総務費	2,068,464	89.5	1,682,474	88.3	385,990	22.9
3. 諸支出金	66,000	2.9	66,000	3.5	0	0.0
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,309,661	100.0	1,904,437	100.0	405,224	21.3

塩屋財産区の主な歳出は、議会費と総務費である。

支出の状況は、予算現額 2,507,000 円に対する支出済額は 2,309,661 円で、執行率は 92.1% となっている。また、歳出合計は前年度に比し 405,224 円 (21.3%) 増加している。

款別では、議会費が前年度に比し 19,234 円 (12.3%) 増加している。また、総務費が前年度に比し 385,990 円 (22.9%) 増加している。これは、需用費の増加によるもので内容は施設修繕料である。

4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和元年度	11,848,000	10,517,469	0	1,330,531	88.8
平成30年度	1,835,000	1,677,975	0	157,025	91.4
差引増減	10,013,000	8,839,494	0	1,173,506	△2.6

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
1. 議会費	1,034,501	9.8	1,009,645	60.2	24,856	2.5
2. 総務費	570,668	5.4	581,330	34.6	△10,662	△1.8
3. 諸支出金	8,912,300	84.8	87,000	5.2	8,825,300	10,144.0
4. 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	10,517,469	100.0	1,677,975	100.0	8,839,494	526.8

迫子財産区の主な歳出は、議会費と諸支出金である。

支出の状況は、予算現額 11,848,000 円に対する支出済額は 10,517,469 円で、執行率は 88.8%となっている。また、歳出合計は前年度に比し 8,839,494 円(526.8%)減少している。

款別では、議会費が前年に比し 24,856(2.5%)増加している。また、諸支出金が前年度に比し 8,825,300 円増加している。これは、一般会計繰出金の増加によるもので内容は迫子墓地樹木伐採等管理業務である。

7. 財産の状況

各財産区の令和元年度における財産の状況は次のとおりである。

(1) 土地

(単位:㎡)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	214,436	1,048,437	320,123	1,971,414	3,554,410
決算年度中増減高	△1	0	0	0	△1
決算年度末残高	214,435	1,048,437	320,123	1,971,414	3,554,409

(2) 建 物

(単位: m²)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基 金 (財政調整基金)

(単位: 円)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	75,344,646	46,414,066	89,248,771	285,069,967	496,077,450
決算年度中増減高	△862,870	△401,127	△1,808,177	△10,046,432	△13,118,606
決算年度末残高	74,481,776	46,012,939	87,440,594	275,023,535	482,958,844

※ 浜島財産区については、保有株式 3,520 株 176,000 円を含む。

※ 塩屋財産区については、債権(県債)40,000,000 円を含む。

※ 迫子財産区については、債権(県債)90,000,000 円を含む。

む す び

以上が令和元年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

各財産区会計の運営は概ね適正に実施されている。

ここで改めて、財産区の性質について理解していただきたいので説明する。

財産区は、明治 22 年の市制町村制施行のために推進された大規模な町村合併に際し、旧町村が所有していた山林原野等や造営物(公の施設)等の財産を合併後も旧町村単位で従来の財産を利用する権利を認められたものである。

当時の旧町村は藩政時代からの行政の単位であると同時に生活共同体であり、山林、原野、ため池等を有し、草肥、糧秣、薪炭、山菜等から収益を得ている例が多かった。従って、財産区には住民の旧慣使用权(地方自治法第 238 条の 6)が認められている例が多い。

市町村の公有財産たる林野等を使用することが、市町村施行以前から存在する旧来の慣行(旧慣)により、当該市町村の住民の一部に対して認められる場合、これを権利(「入会権近代化法」においては、旧慣使用权)として、これらの住民(旧慣使用权者)に対して認め、これを、変更又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならないとするものである。

財産区では土地を総有し、その使用収益を行う権利を持つことが認められている。総有では、構成員は目的物に対して利用・収益権を有するのみで、管理権は慣習や取引による代表者が行使する形態で、持ち分請求の権利は有しないと解されている。

浜島財産区は、財産区に認められている旧来の使用収益の範囲において旅館に土地を貸し付け、その収益をもって構成員の福利厚生等に充当していた。これまでに 2 件の旅館の倒産があり、更に平成 30 年度にはもう 1 件の旅館の廃業があったため、その収益はなくなるとともに、将来的には地域の安全のためにその旅館を取り壊す必要が出てくる。取り壊し費用は多額になると予想され浜島財産区の金員をもっても賄えない可能性がある。明治 22 年から存続してきた財産区というものを将来に繋げるためにも、建物の利用存続を第一義として努力されたい。

塩屋財産区においては、財産区有財産管理委託について、志摩市契約規則及び随意契約実施ガイドラインに沿った契約であるかどうか、またその管理においては、財産区が支出する経費として適切であるかどうかの説明責任が果たされる事務の執行に努められたい。また、かねて意見を申し上げた委託契約については財産区議会が予算の議決をされている。議会は行政事務の立案執行につきチェックする機関である。財産区の全ての契約は志摩市契約規則及び随意契約実施ガイドラインに拘束されるものであり、適切な事務の執行をされたい。

財産区を取り巻く状況は大変厳しい現状のため、基金からの繰入金が主な財源となることから経常経費の節減に努め、今後の長期的な財産区運営を鑑み、区有財産の適切な維持・管理を望むものである。

なお、財産の管理、処分にあつては、地方地自法第 296 条の 5 に規定する財産区の運営に配慮するとともに、地域住民の意向を十分に踏まえた上で、その住民の福祉増進に向けて今後とも適正な事業執行に努められたい。